

○議事日程（第1号）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 3 選挙第 1号 議長の選挙について

○議事日程（第1号の追加）

- （諸般の報告）
- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 3 指定第 1号 議席の指定について
- 日程第 4 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 5 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 選挙第 3号 北見地区消防組合議会の議員選挙について
- 日程第 7 報告第 5号 専決処分の報告について
- 日程第 8 議案第34号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 9 議案第35号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第2号）

○会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 3 選挙第 1号 議長の選挙について

第1号の追加

- （諸般の報告）
- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 3 指定第 1号 議席の指定について
- 日程第 4 選任第 1号 常任委員会委員の選任について

第1号の追加

- 追加日程第 1 議長の常任委員辞任について

第1号の追加（続き）

- 日程第 5 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 選挙第 3号 北見地区消防組合議会の議員選挙について

- 日程第 7 報告第 5号 専決処分の報告について
 日程第 8 議案第34号 損害賠償の額を定めることについて
 日程第 9 議案第35号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第2号)

第1号の追加

- 追加日程第 2 同意第 2号 置戸町監査委員の選任について
 追加日程第 3 決議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議
 追加日程第 4 総務常任委員会の所管事務調査及び閉会中の継続調査について
 追加日程第 5 議会運営委員会の所管事務調査及び閉会中の継続調査について

○出席議員(10名)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 前田 篤 議員 | 2番 澁谷 恒 壹 議員 |
| 3番 高谷 勲 議員 | 4番 佐藤 勇 治 議員 |
| 5番 阿部 光 久 議員 | 6番 岩藤 孝 一 議員 |
| 7番 小林 満 議員 | 8番 石井 伸 二 議員 |
| 9番 嘉藤 均 議員 | 10番 佐藤 純 一 議員 |

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

《町長部局》

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 町 長 井上 久 男 | 副 町 長 和田 薫 |
| 会計管理者 鎌田 満 | 町づくり企画課長 栗生 貞 幸 |
| 総務課長 菅野 博 敏 | 総務課参与 東 誠 |
| 町民生活課長 鈴木 伸 哉 | 産業振興課長 坂口 博 昭 |
| 施設整備課長 大戸 基 史 | 地域福祉センター所長 鈴木 正 美 |
| 施設整備課技監 高橋 一 史 | 総務課主幹 高木 恭 治 |
| 町づくり企画課財政係長 小島 敦 志 | |

《教育委員会部局》

- | | |
|-----------------|---------------|
| 教育委員長職務代理者 柏原 勝 | 教 育 長 平野 毅 |
| 学校教育課長 菘島 賢 治 | 社会教育課長 今西 輝代教 |
| 森林工芸館長 五十嵐 勝 昭 | 図書館参与 深川 正 美 |

《農業委員会部局》

- | | |
|------------|-------------------|
| 会 長 篠原 正 美 | 事 務 局 長 坂口 博 昭(兼) |
|------------|-------------------|

《選挙管理委員会部局》

委員長 紀 國 弘 事務局 長 菅 野 博 敏(兼)

《監査委員部局》

代表監査委員 本 間 靖 洋

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 田 中 英 規 議 事 係 長 尾 俊 輔
臨時事務職員 中 田 美 紀

○田中事務局長 事務局長の田中英規です。

本臨時会は、一般選挙後最初の議会ですので議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

出席議員中、小林満議員が年長者でありますのでご紹介申し上げます。

それでは、小林満議員、議長席にお着き願います。

(小林臨時議長が議長席に着席)

○小林臨時議長 ただいま紹介されました小林満です。

地方自治法第107条の規定によって、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく申し上げます。

最初に、議員の自己紹介と執行機関の幹部職員の紹介を行います。

初めに、議員の自己紹介を行います。

仮議席の1番から順次申し上げます。

1番、阿部光久でございます。置戸町字置戸5の11。無職でございます。

2番、西町で親子三代で鉄工場を営んでおります、石井伸二です。どうぞよろしくお願ひ致します。

置戸町心和。岩藤孝一でございます。職業は、クラフト業をやっております。よろしくお願ひ致します。

置戸町字雄勝39の2番地で農業をしている嘉藤です。どうぞよろしくお願ひ致します。

置戸町字勝山226番地。佐藤純一です。自営業です。どうぞよろしくお願ひ致します。

置戸町中里。佐藤勇治でございます。職業は、無職でございます。よろしくお願ひ致します。

置戸町雄勝171番地の3。澁谷恒壹でございます。職業は、農業でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

置戸町川南の高谷勲でございます。職業は、農業でございます。よろしくお願ひ致します。

置戸町川南23番地の4。前田篤です。職業は、会社を経営しております。よろしくお願ひ致します。

○小林臨時議長 次に、執行機関の幹部職員の紹介を行います。

紹介の順序は、町長部局より着席の順序で申し上げます。

町長の井上久男でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

副町長の和田薫でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

総務課長の菅野博敏です。どうぞよろしくお願ひ致します。

町づくり企画課長の栗生でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

町民生活課長の鈴木伸哉です。よろしくお願ひ致します。

産業振興課長、農業委員会事務局長の坂口でございます。どうぞよろしくお願い致します。

総務課参与の東でございます。今後ともよろしくお願い致します。

会計管理者の鎌田です。どうぞよろしくお願い致します。

施設整備課長の戸基史です。よろしくお願い致します。

施設整備課技監の高橋一史です。よろしくお願い致します。

地域福祉センター所長の鈴木正美です。どうぞよろしくお願い致します。

選挙管理委員会委員長の紀國でございます。どうぞよろしくお願い致します。

農業委員会会長の篠原です。どうぞよろしくお願い致します。

監査委員の本間靖洋です。よろしくお願い致します。

教育委員会委員長職務代理者の柏原です。よろしくお願い致します。

教育長の平野毅です。どうぞよろしくお願い致します。

学校教育課長の蓑島賢治です。よろしくお願い致します。

社会教育課長の今西輝代教です。どうぞよろしくお願い致します。

森林工芸館長の五十嵐勝昭でございます。どうぞよろしくお願い致します。

図書館参与の深川正美です。よろしくお願い致します。

○小林臨時議長 これにて議員の自己紹介と執行機関の幹部職員の紹介を終わります。

町長のご挨拶をお願いします。

○井上町長〔登壇〕改選後、初議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

この度の町議会議員選挙で当選をされました皆さんに心からお慶びとお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

さて、私共地方自治をあずかる者の使命として、町を発展させ、町民の幸せづくりを追求する責務がございます。議員の皆様方におかれましても、この度の選挙を通して、皆さんの想いを始め、町民の方々からの期待、また要望等もあつたらうというふうに思います。また、日本国内はもとよりであります。町においてもいろいろな課題がございます。国、地方合わせて1,100兆円にも及ぶ債務残高の解消を始めとして、人口減少社会における魅力あるまちづくりをどう構築していくのか。更に、少子高齢社会における社会保障制度の有り様、こうしたこと、更には、まち・ひと・しごと創生法に基づく、国と地方の底力をどのような形で発揮することができるのか、まさに試される年を迎えております。置戸町としての課題もいろいろございます。健全財政であるというふうに言われておりますけれども、その規模は決して大きなものではありません。しかし、元気な置戸町をつくっていく町としての核、或いは、町としてのレベルを上げていく、そのためには域内経済の活性化を始めとして、経済基盤の強化を図っていかねばならないだろうというふうに思っているわけでありまして。

議員の皆さんもご承知のように、置戸町は開町100年を迎えております。このことは、同時に二世紀を目指す置戸町の新しい歩み始めるスタートの年でもあります。克

服すべき課題についてほんの一部に触れたわけではありますが、断片的な言い回しになってしまいましたが、大変厳しい年、難しい時代を迎えているわけでもあります。議員の皆さんと力を合わせて町民の幸せづくりを今後とも進めて参りたいと存じます。

議員各位のご活躍とご協力を心からお願いを申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞ宜しくお願い致します。

○小林臨時議長 課長職は、総務課長を除き退席願います。

(総務課長を除く課長職、退席)

開会 午前9時42分

◎開会宣言

○小林臨時議長 ただいまから、平成27年第3回置戸町議会臨時会を開会します。

◎開議宣言

○小林臨時議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○小林臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席と指定します。

| 《仮議席》 | |
|------------|------------|
| 1番 阿部光久 議員 | 2番 石井伸二 議員 |
| 3番 岩藤孝一 議員 | 4番 嘉藤均 議員 |
| 5番 小林満 議員 | 6番 佐藤純一 議員 |
| 7番 佐藤勇治 議員 | 8番 澁谷恒壹 議員 |
| 9番 高谷勲 議員 | 10番 前田篤 議員 |

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○小林臨時議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第115条の規定によって、1番 阿部光久議員及び2番 石井伸二議員を指名します。

◎諸般の報告

○小林臨時議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 臨時議長から提出した事件は、次のとおりです。

選挙第1号。

・臨時議長における議事日程は、お手元に配布の第1号のとおりです。

報告を終わります。

○小林臨時議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 選挙第1号 議長の選挙について

○小林臨時議長 日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議事係が議場閉鎖)

○小林臨時議長 ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

置戸町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番 岩藤孝一議員及び4番 嘉藤均議員を指名します。

お諮りします。

白紙の投票は、無効としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○小林臨時議長 異議なしと認めます。

したがって、白紙の投票は無効とすることに決定しました。

投票用紙を配ります。

(議事係が投票用紙配付)

○小林臨時議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○小林臨時議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(議事係が投票箱点検)

○小林臨時議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○田中事務局長 議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

(仮議席順に点呼を行い、順次投票)

(臨時議長は、最後に議長席で投票)

○小林臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○小林臨時議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番 岩藤孝一議員及び4番 嘉藤均議員の立ち会いをお願いします。

(議事係が開票)

〔 投票総数 10票 内有効投票 10票、無効投票 0票 〕
有効投票中 佐藤純一議員 10票

○小林臨時議長 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは先程の出席議員数に符号しています。

そのうち、有効投票10票。

有効投票のうち、佐藤純一議員10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。

したがって、佐藤純一議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議事係が議場開鎖)

○小林臨時議長 ただいま議長に当選されました、佐藤純一議員が議場におられますので、置戸町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

議長に当選された佐藤純一議員から発言を求められていますので、これを許します。

佐藤純一議員。

○佐藤議長 ただいま議員の皆様方の投票により議長に当選をさせていただきました。大変身が引き締まる思いでいっぱいであります。また、置戸町は分村独立で100年を迎えました。次の100年に向かっての第一歩の年でもあります。その年に議長に就任をさせていただきましたことに大変重い責任を持ったと、そういうふうに自覚をしております。そして、今回の選挙にあたり、無競争ではありましたが、それぞれ町政、そして、まちづくりに参画したいという思いで議員に当選をさせていただきました。その思いを忘れずに、また、議長として皆様方の代表として、置戸町の議会の代表として一生懸命頑張っていく所存でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○小林臨時議長 これで、臨時議長の職務は全部終了致しました。

ご協力有難うございました。

佐藤純一議長、議長席にお着き下さい。

○佐藤議長 しばらく休憩します。そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

(議席に着席のまま議事日程第1号の追加日程配付)

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- 佐藤議長 日程に入る前に諸般の報告をします。
事務局長から報告させます。
事務局長。
- 田中事務局長 ただいま議長から提出された事件は、次のとおりです。
選挙第2号から選挙第3号。
指定第1号。
選任第1号から選任第2号。
・今期臨時会に、町長から提出された議案は、次のとおりです。
報告第5号。
議案第34号から議案第35号。
・今期臨時会に議案等説明のため出席を求めた者、及び委任を受けて出席する者はお手元に配付した名簿のとおりです。
・本日の議事日程は、お手元に配付の第1号の追加のとおりです。
報告を終わります。
- 佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎第1号の追加、日程第1 会期の決定

- 佐藤議長 日程第1、会期の決定を議題にします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と発言する者あり)
- 佐藤議長 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日1日と決定しました。

◎第1号の追加、日程第2 選挙第2号 副議長の選挙について

- 佐藤議長 日程第2、選挙第2号 副議長の選挙を行います。
選挙は、投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。
(議事係が議場閉鎖)
- 佐藤議長 ただいまの出席議員数は10人です。
次に、立会人を指名します。
置戸町議会会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に5番 小林満議員及び7番 佐藤勇治議員を指名します。
お諮りします。

白紙の投票は、無効としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、白紙の投票は無効とすることに決定しました。

投票用紙を配ります。

(議事係が投票用紙配付)

○佐藤議長 投票用紙の配布漏れはありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(議事係が投票箱点検)

○佐藤議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○田中事務局長 議席番号と氏名を申し上げますので、順番に投票願います。

(仮議席順に点呼を行い、順次投票)

(議長は、最後に議長席で投票)

○佐藤議長 投票漏れはありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

5番 小林満議員及び7番 佐藤勇治議員の立ち会いをお願いします。

(議事係が開票)

| | | | | | | |
|---|------|-----|-------|---------|----|---|
| 〔 | 投票総数 | 10票 | 内有効投票 | 8票、無効投票 | 2票 | 〕 |
| | | | 有効投票中 | 石井伸二議員 | 8票 | |

○佐藤議長 選挙の結果を報告します。

投票総数10票。

これは先程の出席議員数に符号しています。

そのうち、有効投票8票、無効投票2票です。

有効投票のうち、石井伸二議員8票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.0票です。

したがって、石井伸二議員が副議長に当選されました。
議場の出入り口を開きます。

(議事係が議場開鎖)

○佐藤議長 ただいま副議長に当選された石井伸二議員が議場におられますので、置戸町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

副議長に当選された石井伸二議員から発言を求められていますので、これを許します。
石井伸二議員。

○石井副議長 発言を許可されましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。

この度、多くの議員の皆様からご指示を頂き、副議長という要職を再び務めさせて頂くことになりました。大変光栄に思うと同時に、その重責に身の引き締まる思いであります。もとより浅学非才の私ですが、曲がりなりにも20年間、議員を勤めて参りました。その経験をより活かせるよう研鑽を積み、皆様方のお力を借りながら、議会運営、そして、置戸の100年からのまちづくりに誠心誠意努力して参る所存でございます。皆様方におかれましては、より一層のご高配を賜りますよう重ねてお願いを申し上げて、甚だ簡単措辞ですが、副議長就任の挨拶にさせていただきます。どうも有り難うございました。

○佐藤議長 しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時22分

(議席の指定の打ち合わせ)

(常任委員の調整)

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎第1号の追加、日程第3 指定第1号 議席の指定について

○佐藤議長 日程第3、指定第1号 議席の指定を行います。

議席は、置戸町議会会議規則第3条第1項の規定によって、議長において指定します。

氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○田中事務局長 (1番から順次議席番号と氏名を読み上げた)

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|-----|----|---|---|----|
| 1番 | 前田 | 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 | 恒 | 壹 | 議員 |
| 3番 | 高谷 | 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 | 勇 | 治 | 議員 |
| 5番 | 阿部 | 光久 | 議員 | 6番 | 岩藤 | 孝 | 一 | 議員 |
| 7番 | 小林 | 満 | 議員 | 8番 | 石井 | 伸 | 二 | 議員 |
| 9番 | 嘉藤 | 均 | 議員 | 10番 | 佐藤 | 純 | 一 | 議員 |

○佐藤議長 ただいま朗読したとおり議席を指定します。

指定の議席にお着き願います。

(仮議席よりそれぞれ指定議席に着席)

◎第1号の追加、日程第4 選任第1号 常任委員会委員の選任について

○佐藤議長 日程第4、選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、総務常任委員会委員には、議長を含む議員全員を指名したいと思いを。

| | | |
|---|--------------|---------------|
| { | 1番 前田 篤 議員 | 2番 澁谷 恒 壹 議員 |
| | 3番 高谷 勲 議員 | 4番 佐藤 勇 治 議員 |
| | 5番 阿部 光 久 議員 | 6番 岩藤 孝 一 議員 |
| | 7番 小林 満 議員 | 8番 石井 伸 二 議員 |
| | 9番 嘉藤 均 議員 | 10番 佐藤 純 一 議員 |

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

(佐藤純一議長退場、石井伸二副議長が議長席に着席)

○石井副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○石井副議長 お諮りします。

ただいま総務常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石井副議長 異議なしと認めます。

したがって、日程に議長の常任委員辞任についてを追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎第1号の追加、日程の追加

第1号の追加、追加日程第1 議長の常任委員辞任について

○石井副議長 追加日程第1、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

辞任願いの内容を申し上げます。

議長はその職責上、委員会への出席権限は有しており、また、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、常任委員会に委員として所属することは適当でなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでありますので、総務常任委員を辞任したいとするものであります。

辞任について許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石井副議長 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員辞任については、許可することに決定しました。

議長の復席を求めます。

(議長が議長席に復席)

○佐藤議長 総務常任委員会委員に申し上げます。

この後、議員控室において総務常任委員会を開催し、委員長の互選を行うよう置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により、口頭をもって通知します。

しばらく休憩します。

11時00分より再開します。

休憩 午前10時29分

再開 午前11時00分

(議会運営委員・消防議員・監査委員の調整、特別委員会設置の調整)

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

休憩中に総務常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に届きましたので報告します。

総務常任委員会 委員長に 小林 満 議員

副委員長に 嘉藤 均 議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎第1号の追加、日程第5 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

○佐藤議長 日程第5、選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、議会運営委員会委員に、5番 阿部光久議員、6番 岩藤孝一議員、7番 小林満議員、8番 石井伸二議員。

以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました、議会運営委員会委員に申し上げます。

この後、議長室において議会運営委員会を開催し、委員長の互選を行うよう置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により、口頭をもって通知します。

しばらく休憩します。

11時20分から再開します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元に届きましたので報告します。

議会運営委員会の委員長に 阿部光久議員

副委員長に 岩藤孝一議員

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎第1号の追加、日程第6 選挙第3号 北見地区消防組合議会の議員選挙について

○佐藤議長 日程第6、選挙第3号 北見地区消防組合議会の議員選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

北見地区消防組合議会議員に 4番 佐藤 勇 治 議員 及び

9番 嘉 藤 均 議員 を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、4番 佐藤勇治議員及び9番 嘉藤均議員を北見地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、4番 佐藤勇治議員及び9番 嘉藤均議員が北見地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、北見地区消防組合議会議員に当選されました、4番 佐藤勇治議員及び9番 嘉藤均議員が議場におられますので、置戸町議会会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時27分

(議案説明員入場)

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎第1号の追加、日程第7 報告第5号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第7、報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

○佐藤議長 本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、報告第5号は、専決処分の報告についてでございます。報告の内容につきましては、町民生活課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 報告第5号につきましてご報告いたします。

報告第5号 専決処分の報告について。

置戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて平成27年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方税法等の一部改正に伴い、平成27年3月31日施行に係る置戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日、置戸町長井上久男。

次のページをご覧頂きたいと思います。

置戸町条例第15号。

置戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

置戸町税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、別冊の報告第5号説明資料、3ページ。

置戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例により、ご説明を致しますが、その前に今回の改正概要についてご説明致します。

平成26年6月開催の第4回町議会定例会で可決頂きました、置戸町税条例等の一部を改正する条例中、条例第82条に規定する軽自動車税の税率改定を平成27年4月1日から実施する予定でございましたが、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日、国会で可決決定し、一部車種について改定が1年間延期されることとなりました。この延期措置につきまして税条例においても、平成27年3月31日までに附則の改正が必要となるため、専決処分をしたものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたしますので、3ページ。

報告第5号説明資料、置戸町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をご覧下さい。税率改定が1年延期となる車種と税率ですが、車種区分、原動機付自転車50cc以下で2,000円から1,000円に。同じく50ccを超え90cc以下で、2,000円から1,200円。90ccを超え125cc以下で、2,400円から1,600円。ミニカーにつきましては、3,700円から2,500円。二輪の軽自動車125ccを超え250ccで、3,600円から2,400円。二輪の小型自動車250ccを超えるもので、6,000円から4,000円に。農耕作業用で、2,000円から1,600円に。その他特殊自動車で5,900円から4,700円に。専ら雪上を走行するもので、3,000円から2,400円に変更となります。

なお、1年延期後の税率改定の適用開始は、平成28年4月1日となります。また、報告第5号説明資料の新旧対照表につきましては、後程ご参照願います。本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、報告第5号 専決処分の報告についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

報告第5号については、報告のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、報告第5号 専決処分の報告については、承認することに決定しました。

◎第1号の追加、日程第8 議案第34号 損害賠償の額を定めることについて

○佐藤議長 日程第8、議案第34号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

○佐藤議長 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました、議案第34号は、自動車事故による損害賠償の額を定めることについてであります。議案の内容につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 議案第34号を説明いたします。

議案第34号 損害賠償の額を定めることについて。

自動車事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議決を求める。

1. 損害賠償額及び賠償の相手方。常呂郡置戸町・・・・・・・・・・・・。青山初江。賠償内容、賠償金額です。車両、54万6,112円。代車代金、90,000円。合計63万6,112円であります。

事故の概要について説明致します。町有車両（グレーダー）が、町道拓殖勝山線の置戸町字拓殖20番地の7地先において雪道路面整正作業中、対向車線側の作業を行おうと走行したおり、前方より車両が進行してきたため回避させようと反対車線に誘導し、

車両が停止した事を確認後、グレーダーを前進させながら操作していたが、グレーダーのサイドウイングを被害車両の左リヤウインドウ及び左後方側面に接触さ破損させたものであります。事故当日、3月7日土曜日は、気温も上がり融雪による路面状況が悪化し、特に町道拓殖勝山線の置戸中学校、拓実、両方上へ向かう路線がわだちで通行できないと、路面整正の依頼を受け作業を指示したものであります。

当時の担当課長として、このような損害がありましたことにお詫び申し上げます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 グレーダーの事故と言うことですが、昨年の10月の臨時議会において、町有ダンプの事故と言うことで、ダンプの修理で690万円という補正を組んだと思います。今回の事故とは全然関係ないことなんでしょうけれども、1年間の間にこういうような事故が続くというのは、どういうことなのかというのが懸念されるんですが、単純に聞きますが、オペレーターの方は同一人物ではないんですか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 オペレーターにつきましては、違う方です。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員 同じ方だと、その方の技量がどうなのかなって疑ってしまうところですが、基本的に、相手方があって10対0で町側が悪いということだと思いますので、オペレーターの方個人の責任ということだけじゃなくて、周りの監視体制とか、そういったことが至らなくて起きたことだと思いますので、是非とも気をつけて頂きたいというふうに思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 おっしゃるとおりでして、総務課長からも説明があったとおり、当日、急激に気温が上がって、なおかつ土曜日の午後4時ということでありまして、緊急性を要するということでグレーダーで走ったんですけれども、事故等の対策というのは軽率だったと思います。以後、旗振り等つけるように配置しまして作業の方を取り組みたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、議案第34号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

議案第34号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第34号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎第1号の追加、日程第9 議案第35号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第2号)

○佐藤議長 日程第9、議案第35号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

○佐藤議長 提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第35号は、平成27年度置戸町一般会計補正予算(第2号)についてであります。議案の内容につきましては、産業振興課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 議案第35号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第2号)の説明をいたします。

平成27年度置戸町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,543万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、別冊平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第2号)の4ページ、5ページをお開き下さい。

(以下、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

○佐藤議長 これから、質疑を行います。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)、4ページ、5ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。7款商工費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 この奨励金ですけども、当初組んでいた予算100万円だったと思います。700万円の追加ということで、トータル800万円ということになると思うん

ですが、商工会の理事会の中で町長が心配されていたんですが、制度はつくったけれども利用する人がいないと一番困るといようなことで話をされてましたが、この内訳って言いますか、どういう中身になっているのかお伺いしたいのですが。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 議員からご質問あったように、当初予算では新規事業ということもあって、1件100万円の予算計上をしておりましたが、商工会、それから、町、PR等も行き渡って、店舗改修に向けて商店の店舗、それから、事務所等の改修に向けて多くの問い合わせがあります。4月末現在で申請書の提出が2件であります。最初に申請のあった1件については交付決定しておりますが、4月30日にあった2件目については、予算補正を待っている状況であります。その後、申請書の交付の段階で既に6件きておまして、またこの後、問い合わせも3件ほど入っているという状況にあります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今回の店舗改修で申請書の挙がっている2件については、屋根の補修、それから、外壁補修ということになっております。その他に問い合わせのある中には、店舗内の改修等含めて実施したいということで問い合わせがきております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、上段の歳入へ進みます。

2. 歳入。9款地方交付税。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、議案第35号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

議案第35号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第35号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ち下さい。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午前 11 時 49 分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○佐藤議長 ただいま、町長から同意第2号 置戸町監査委員の選任について、並びに阿部光久議員から決議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議、さらに総務常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査及び閉会中の継続調査について、申出書の提出がありました。

お諮りします。

同意第2号並びに決議案第1号、さらに総務常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査及び閉会中の継続調査については、これを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第5として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号並びに決議案第1号、さらに総務常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査及び閉会中の継続調査については、これを日程に追加し、追加日程第2から追加日程第5として議題とすることに決定しました。

◎第1号の追加

追加日程第2 同意第2号 置戸町監査委員の選任について

○佐藤議長 追加日程第2、同意第2号 置戸町監査委員の選任についてを議題とします。

本件については、3番 高谷勲議員は、地方自治法第117条の規定に該当し除斥されますので退場を求めます。

(3番 高谷勲議員 退場)

○佐藤議長 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第2号は、置戸町監査委員の選任についてでございます。

本町監査委員、高谷勲氏は、平成27年4月30日付をもって任期満了となったので、後任に次の者を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。後任の方であります、住所は、常呂郡置戸町・・・、氏名は、高谷勲氏でございます。生年月日は、昭和29年・・・現在60歳でございます。

同意についてよろしくお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は、置戸町議会運用例により省略致します。

これから、同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第2号 置戸町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

高谷勲議員の復席を求めます

(3番 高谷勲議員 復席)

○佐藤議長 高谷勲議員に申し上げます。

監査委員の選任案件は、同意されましたので告知します。

◎第1号の追加

追加日程第3 決議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議

○佐藤議長 追加日程第3、決議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

5番 阿部光久議員。

○5番 阿部議員〔登壇〕ただいま議題となりました、決議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議について趣旨説明を致します。

ご承知のように、議会の広報活動は、議事公開の原則に基づいて行われています。そのため、今までもその一助として、置戸町議会だよりを発行し、議会の審議内容や委員会の活動状況などを広く一般住民に周知し、更には、地方自治への住民意識の高揚にも務めてきたところであります。この議会広報は、昭和32年12月に創刊号を発行し、現在まで173号を発行してきたところであります。まちづくり基本条例が制定され、町民に開かれた議会を目指し、今後も多くの町民に議会活動を身近なものとして理解して頂くためにも広報誌の発行を続けていく必要がありますので、議会広報特別委員会を設置したく議案を提出するものであります。

決議案の内容は、1、名称、議会広報特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び置戸町議会委員会条例第4条。3、目的、議会広報発行に関する調査。4、調査期限等、本委員会は閉会中も調査が行うことができることとし、議会において調査

終了を議決するまで継続存置する。5、委員会の定数、5人。

以上のとおりですので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、趣旨説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、決議案第1号 議会広報特別委員会設置に関する決議を採決します。

お諮りします。

阿部光久議員から提出されました、議会広報特別委員会設置に関する決議のとおり決定し、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、阿部光久議員から提出されました、議会広報特別委員会設置に関する決議は可決され、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました、議会広報特別委員会の委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、1番 前田篤議員、2番 澁谷恒壹議員、3番 高谷勲議員、4番 佐藤勇治議員、6番 岩藤孝一議員、以上5人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました5人の議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました議会広報特別委員会委員に申し上げます。

この後、議長室において議会広報特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう、置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口頭をもって通知します。

会議の途中ですが申し上げます。

12時を過ぎましたが引き続き会議を続けます。

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 12 時 10 分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、諸般の報告をします。

休憩中の議会広報特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に届きましたので報告します。

議会広報特別委員会の委員長に岩藤孝一議員、副委員長に佐藤勇治議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎第 1 号の追加

追加日程第 4 から追加日程第 5 総務常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査及び閉会中の継続調査について

○佐藤議長 追加日程第 4 から追加日程第 5 総務常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査及び閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から置戸町議会会議規則第 7 1 条及び第 7 3 条の規定によって、お手元に配付の所管事務調査事項について、調査終了まで閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 27 年第 3 回置戸町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 12 時 12 分